

令和2年度「しまねの木」いきいき暮らし応援事業 補助金額計算の考え方について
島根県林業課木材振興室

1. 補助金額計算の考え方について

令和2年度から実施する「しまねの木」いきいき暮らし応援事業では、住宅1戸当たりの木材総使用量（家具・建具除く）に占める県産木材の使用割合に応じて単価が上がる仕組みとなっています。

具体的には、以下のとおり補助単価が上がっていきます。

一戸当たりの県産木材使用割合が60%までの部分	補助金なし
〃 60%～70%までの部分	2万円/m ³
〃 70%～80%までの部分	3万円/m ³
〃 80%～100%までの部分	5万円/m ³

例えば、木材を25.0 m³使用し、そのうち県産木材を24.0 m³（木材総使用量の96%に相当）使用した住宅を新築する場合、以下のとおり計算します。

①60%までの使用部分について

25 m³×60%=15 m³までの使用部分について、補助金交付なし。

②60%以上の使用部分について

60～70%部分に相当する県産木材使用量2.5 m³（木材総使用量25 m³×（60～70%までの10%））に対して、m³当たり2万円の補助金を交付。

よって、2.5 m³×2万円/m³=5.0万円の補助金を交付。

③70%以上の使用部分について

60～70%部分に相当する県産木材使用量2.5 m³（木材総使用量25 m³×（70～80%までの10%））について、m³当たり3万円の補助金を交付。

よって、2.5 m³×3万円/m³=7.5万円の補助金を交付。

④80%以上の使用部分について

県産木材使用量4.0 m³（25 m³×（80～96%までの16%））について、m³当たり5万円の補助金を交付。

よって、4.0 m³×5万円/m³=20.0万円の補助金を交付。

これらの補助金額を合計すると、5.0万円+7.5万円+20.0万円=32.5万円となり、32.5万円が工務店へ交付されます。補助金額は千円単位で計算し、千円未満は切り捨てます。

以上の点について図で表すと、次ページのとおりとなります。

木材総使用量 25 m³（うち、県産木材 24 m³）
の住宅を新築する場合

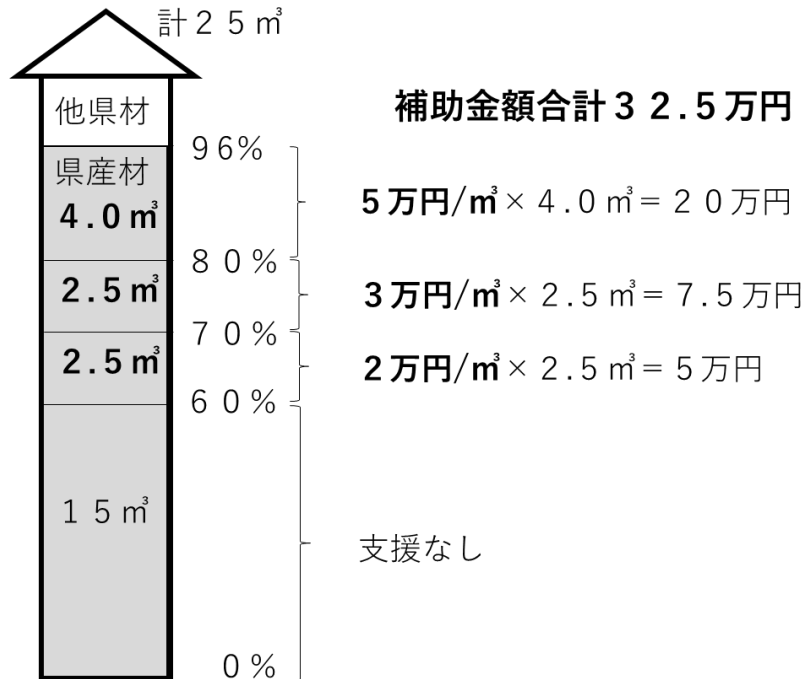


図1 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業 補助金額計算の考え方

なお、新築における補助金の上限額は、住宅1戸あたり37.5万円までとなります。
増改築の場合も同様に計算し、増改築に使用した木材総使用量に占める県産木材使用量の割合により補助金額を計算します。なお、増改築における補助金の上限額は、住宅1戸あたり20.0万円までとなります。

補助金計算にあたっては、県HPに補助金額計算シートを掲載しますので、必要に応じてご使用ください。住宅1戸あたりの木材総使用量及び県産木材使用量を入力すると、補助金額が自動で計算されます。当シートは、工事完了後の交付申請の際にも提出してください。

補助金の申込みは先着順とし、予算の上限に達した段階で申込み受付を終了します。

2. 対象となる木材製品について

対象となる木材製品について、家具・建具を除く全ての部材とします。また、ウッドデッキや木製フェンスも補助対象となります。詳細は下記のとおりです。

【構造材】

通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板

【造作材】

内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材

【その他木材製品】

野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、杵材、階段部材、住宅に付随した設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）、その他建築材料として一般的に使用される部材

木材使用量が 0.1 m³未満の部材については省略できるものとします。

また、上記に記載のない部材について、必要に応じて項目を追加できるものとします。